

2 公共下水道使用料改定

公共下水道と農業集落排水は、汚水処理という同一の機能を果たしている事業ですが、使用料の水準は異なっています。具体的には、公共下水道使用料の水準が農業集落排水使用料に比べて低く設定されており、受益者負担の公平性が図られていない状況となっています。また、施設の維持管理に要する経費について、農業集落排水では、その全額を使用料で賄っていますが、公共下水道では、その一部しか賄えておらず、不足分を一般会計（税金）からの繰入金によって補っています。

そのため、公共下水道については、昨年度開催した上下水道事業審議会の「維持管理費を賄える水準に使用料を引き上げることが適当」との答申内容を受け、令和4年10月1日から段階的に使用料の改定を行うことになりました。

公共下水道使用料（税別・1か月につき）

【改定前】			【改定後】			
区 分		使用料	区 分	第1段階 R4.10～	第2段階 R6.4～	第3段階 R8.4～
基本使用料（10㎡まで）		800円	基本使用料	800円	800円	800円
従 量 使用料 （1㎡に つき）	—	—	1㎡～10㎡	33円	66円	100円
	11㎡～30㎡	120円	11㎡～30㎡	120円	120円	120円
	31㎡～50㎡	130円	31㎡～50㎡	130円	130円	130円
	51㎡～100㎡	160円	51㎡～100㎡	160円	160円	160円
	101㎡～200㎡	180円	101㎡～200㎡	180円	180円	180円
	201㎡～500㎡	200円	201㎡～500㎡	200円	200円	200円
	501㎡～1,000㎡	220円	501㎡～1,000㎡	220円	220円	220円
1,001㎡～		230円	1,001㎡～	230円	230円	230円

【改定のポイント】

- ・使用水量1㎡から従量使用料を加算する体系に改めます。
- ・使用水量1～10㎡の単価は、令和4年10月から令和8年4月にかけて、33円、66円、100円と3段階で改定し、急激な負担額増加の緩和を図ります。
- ・11㎡以上の従量使用料単価は、現在の金額のまま据え置きます。

使用水量ごとの使用料比較（税込・2か月につき）

使用水量	改定前 使用料	第1段階 R4.10～	第2段階 R6.4～	第3段階 R8.4～	使用水量	改定前 使用料	第1段階 R4.10～	第2段階 R6.4～	第3段階 R8.4～
0㎡		1,760円	1,760円	1,760円	40㎡	4,400円	5,126円	5,852円	6,600円
5㎡		1,940円	2,122円	2,310円	50㎡	5,720円	6,446円	7,172円	7,920円
10㎡	1,760円	2,122円	2,486円	2,860円	60㎡	7,040円	7,766円	8,492円	9,240円
15㎡		2,304円	2,848円	3,410円	70㎡	8,470円	9,196円	9,922円	10,670円
20㎡		2,486円	3,212円	3,960円	80㎡	9,900円	10,626円	11,352円	12,100円
25㎡	2,420円	3,146円	3,872円	4,620円	90㎡	11,330円	12,056円	12,782円	13,530円
30㎡	3,080円	3,806円	4,532円	5,280円	100㎡	12,760円	13,486円	14,212円	14,960円

【改定のポイント】

- ・使用水量により異なりますが、令和8年4月には平均で30%増の改定となり、農業集落排水と使用料水準が統一されます。
- ・段階的な改定を行うことで、すべての使用水量において、使用料が緩やかに増加するよう配慮しています。

水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水使用料を改定します

町の水道は、料金などの収入減少や原価の上昇、施設の老朽化による維持費の増加など、さまざまな問題を抱えています。また、公共下水道、農業集落排水事業については、これらの問題に加え、同じ汚水処理事業であるにもかかわらず、使用料の水準が異なっているという問題も生じています。

これらの問題を議論し、今後も安定した運営を続けていくため、令和3年度に上下水道事業審議会に諮問を行い、今後の上下水道事業の料金体系のあり方について審議していただきました。

審議会から提出された答申を受けて、町では水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水使用料について改定を行うことになりましたので、お知らせします。

将来への負担を軽減し、安心・安全な上下水道のサービスを今後も継続して提供するための取り組みですので、使用者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

1 水道料金改定

水道事業は、独立採算制を基本原則とし、その事業費を水道料金でまかなっています。これまで、経費の縮減や経営の効率化を図ってきましたが、町の人口減少や節水型機器の普及により、給水収益が減少しており、一方、老朽化した施設や管路の更新費用が増加し、厳しい経営状態が続いています。

そのため、昨年度に開催した上下水道事業審議会の答申を踏まえ、令和4年10月1日から水道料金の改定を行うことになりました。

水道料金（税別・1か月につき）

一般用【改定前】			一般用【改定後】		
区 分		料 金	区 分	料 金	
基本料金（10㎡まで）		953円	基本料金		500円
従 量 料 金 （1㎡につき）	—	—	1㎡～10㎡	60円	
	11㎡～50㎡	105円	11㎡～50㎡	117円	
	51㎡～500㎡	126円	51㎡～500㎡	141円	
	501㎡～1,000㎡	136円	501㎡～1,000㎡	152円	
	1,001㎡～2,000㎡	152円	1,001㎡～2,000㎡	170円	
	2,001㎡～	178円	2,001㎡～	199円	

メーター使用料（税別・1か月につき）

メーター口径区分	改定前	改定後	メーター口径区分	改定前	改定後
13ミリメートル以下	58円	64円	50ミリメートル以下	477円	534円
20ミリメートル以下	134円	150円	75ミリメートル以上	1,429円	1,600円
25ミリメートル以下	191円	213円			

【改定のポイント】

- ・月額基本料金を500円に値下げし、使用水量1㎡から従量料金を加算する体系に改めます。
- ・1か月10㎡を超える従量料金・メーター使用料を約12%改定します。

使用水量ごとの料金比較（メーター使用料を含む。税込・2か月につき）

使用水量	改定前料金	改定後料金	増減額	使用水量	改定前料金	改定後料金	増減額
0㎡		1,240円	▲983円	40㎡	4,533円	5,134円	601円
5㎡		1,570円	▲653円	50㎡	5,688円	6,420円	732円
10㎡	2,223円	1,900円	▲323円	60㎡	6,843円	7,708円	865円
15㎡		2,230円	7円	70㎡	7,998円	8,994円	996円
20㎡		2,560円	337円	80㎡	9,153円	10,282円	1,129円
25㎡	2,801円	3,203円	402円	90㎡	10,308円	11,568円	1,260円
30㎡	3,378円	3,846円	468円	100㎡	11,463円	12,856円	1,393円

【改定のポイント】

- ・2か月あたりの使用水量が、15㎡未満のかたは、改定前に比べ料金は下がります。
- ・2か月あたりの使用水量が、15㎡以上のかたの改定率は、平均12%増となります。
- ・令和4年12月検針（令和5年1月請求）分から料金が変わります。